

内閣府規制改革推進室募集の「規制改革集中受付」に対する政策提言(要約)

要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・関係官庁
いわゆる「政令26業務」における雇用申込義務の「常用雇用型派遣」	労働者派遣法40条の5において、派遣先企業に対して、いわゆる「政令26業務」に従事する派遣労働者への直接雇用申込義務が規定されているが、「常用雇用型」派遣においては、本条を適用除外とするべきである。	そもそも雇用申込義務が規定された趣旨は、派遣労働者の雇用の安定を図ることにある。しかしながら、「常用雇用型」派遣労働者においては、派遣元に正社員雇用されていることから、その雇用の安定は図られている。したがって、「常用雇用型」の派遣労働者に対しては、雇用申込を行う前提を欠く。	労働者派遣法40条の5	厚生労働省 職業安定局
「常用雇用型」の労働者派遣および請負に対する規制の緩和	労働者派遣および請負においては、「常用雇用型」と「登録型」の二類型がある。現在の労働者派遣法の諸規定は両者を区別せずに規定されているが、所属する社員を正社員雇用している「常用雇用型」に対する規制は、「登録型」とは別異に取り扱うべきである。	正社員雇用した上で派遣・請負を行う「常用雇用型」は、「登録型」とは所属社員の雇用の安定、教育機会の充実等において、異なるビジネスモデルであり、同一の基準で規制することは実態にそぐわない。	労働者派遣法 昭和61年労働省告示37号	厚生労働省 職業安定局